

徳島市監査委員告示第20号

平成27年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成28年5月2日

徳島市監査委員	久米川	文	男
同	工	藤	誠
同	加	村	祐
同	齋	藤	智

徳島市監査委員 殿

徳島市長 原 秀 樹

平成27年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（平成28年3月31日報告分）に基づく措置状況

経済部

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>1 支出・契約事務</p> <p>(1) 決裁権者が適正でないものがあった。</p> <p>(2) 契約書又は請書が作成されていないものがあった。</p> <p>(3) 出張指示書が作成されていないものがあった。</p> <p>(4) 旅行命令の手続が適正でないものがあった。</p> <p>(5) 契約書に定められた再委託の承認手続ができていないものがあった。</p>	<p>1 支出・契約事務</p> <p>(1) 当該決裁書については、直ちに適正な決裁権者の決裁を受けました。今後は、事務決裁規程に基づき、適正に処理します。</p> <p>(2) 当該決裁書については、直ちに請書等を作成しました。今後は徳島市契約規則に基づき、適正に処理します。</p> <p>(3) 当該旅行命令書については、直ちに出張指示書を作成しました。今後は、徳島市職員服務規程及び職員旅費支給条例に基づき、適正に出張の指示を行います。</p> <p>(4) 当該旅行命令については、直ちに適正な旅行命令書及び復命書を作成しました。今後は、職員旅費支給条例及び同施行規則に基づき、適正に旅行命令を行います。</p> <p>(5) 当該契約書については、直ちに再委託の承認手続を行いました。今後は、委託契約書に基づき、適正に処理します。</p>
<p>2 財産管理事務</p> <p>(1) 公有財産の異動報告が適正になされていないものがあった。</p>	<p>2 財産管理事務</p> <p>(1) 当該公有財産については、直ちに異動報告を行いました。今後は、公有財産規則に基づき、適正に処理します。</p>

<p>(2) 行政財産の目的外使用料の算定が適正でないものがあった。</p> <p>(3) 行政財産の目的外使用許可において、決裁書に許可理由等の記載が不十分なものがあった。</p>	<p>(2) 当該行政財産の目的外使用料については、直ちに補正しました。今後は、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に基づき、適正に処理します。</p> <p>(3) 当該決裁書については、直ちに許可理由等を記載しました。今後は、公有財産規則に基づき、適正に処理します。</p>
<p>3 その他</p> <p>(1) 休日勤務について同一週に代休日を指定しているが、代休の対象である勤務時間に対し、手当を支給しているものがあった。</p> <p>(2) 出勤簿に押印のないものがあった。</p>	<p>3 その他</p> <p>(1) 支給対象とならない手当については、直ちに戻入処理を行いました。今後は、地方公務員法に基づき、適正に手当を支給します。</p> <p>(2) 押印のない出勤日については、直ちに出勤を確認し押印しました。今後は、徳島市職員服務規程に基づき、適正に管理します。</p>